

内定者 各 位

令和2年4月10日
改定：令和2年4月13日
改定：令和2年5月21日
改定：令和2年6月1日
改定：令和2年6月12日

破産手続開始決定についてのご連絡

破 産 者 株式会社 MJG
破産管財人 弁護士 三村 藤明

MJG 社の 2020 年度の内定者の皆様に対し、Q&A の形で、今後の手続の説明をいたします。

Q1 MJG 社との間で雇用契約は成立していますか。

A1 2020年4月1日をもって、雇用契約は成立し、賃金が発生しています(Q5参照)。同日以前に内定辞退を届けられた方は、雇用契約が成立していませんので、以下の手続の対象外となります。

Q2 今後どのような手続が行われますか。

A2 雇用契約が成立しているため、解雇させていただきます。令和2年4月13日に順次、同年4月15日をもって、解雇する旨の解雇通知書を、当職より、郵送にてお送りいたしました。なお、予告期間を置かない即時解雇となりますので、解雇予告手当（平均賃金の30日分）が発生しますが、これについてはQ3、Q4を参照ください。

改定：令和2年4月13日

Q3 解雇予告手当は立替払(Q6)の対象となりますか。

A3 なりません。立替払の対象外とされています。

追記：令和2年4月13日

Q4 解雇予告手当は破産財団から支払われますか。

A4 解雇予告手当は、未払の賃金同様、裁判所の許可を得て、財団債権となる予定です。
しかしながら、Q8の通り、本件のMJG社の破産手続で、この財団債権について、支払えるか否か、また、支払えるとしても、いくら支払えるのか、未だわからない状況にあります。

今後の破産手続の進行状況については、適宜、皆様にお知らせする予定です。

追記：令和2年6月1日

Q5 賃金はいくら発生していますか。

A5 内定者の皆様は、休業扱いとなっているため、休業手当として、原則として賃金の6割が本来であれば支給されるべき金額です。Q6からQ8の通り、その8割の金額（賃金の48%）につき労働者健康安全機構の立替払制度により支払いを受けることができます。

ただし、店舗の休業の原因が、MJG社の故意過失又はこれと信義則上同視すべき事由に基づく場合、休業期間中の賃金についても、MJG社に賃金全額の支払い義務が生じます（民法536条2項）。

当職において、この様な事情がないか、現在、調査を行っています。

改定：令和2年4月13日

Q6 未払いの賃金は支払われますか。

A6

(1) 当職が「未払賃金立替払請求書・証明書」（未払賃金の立替払事業様式第7号）に必要事項を記載のうえ、当職から、退職者に対して郵送にて、交付いたします。

(<https://www.johas.go.jp/chinginengo/miharai/tabid/418/Default.aspx>)

(2) 「証明書」の左半分「未払賃金の立替払請求書」（未払賃金の立替払事業様式第9号）及び「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」に必要事項を記入して、これらの書類を合わせて労働者健康安全機構へ提出します。

(3) 審査の上、要件を満たしていると認められた場合、請求者が指定した金融機関の口座に、未払賃金総額の80%または下記立替払の上限額のいずれか低い額を上限として立替払金が支払われます。

<限度額>

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	296万円
30歳以上 45歳未満	220万円	176万円
30歳未満	110万円	88万円

(4) その他、立替払いに関する詳しい情報については、労働者健康安全機構のHPをご覧ください。

(<https://www.johas.go.jp/>)

改定：令和2年4月13日

Q7 労働者健康安全機構からの支払いはいつ行われるのでしょうか。

A7 立替払いの手続きの流れは以下のようになります。

- ①管財人室で証明書を作成
- ②労働者健康安全機構（以下、「機構」という。）へ送付し、事前審査
- ③事前審査後、管財人室から証明書を従業員の皆様に送付（現在ここまで完了）
- ④従業員の皆様が必要事項を記入の上、管財人室へ返送
- ⑤管財人室から機構へ提出
- ⑥機構から従業員の皆様に支払い

すでに機構による事前審査（②）を終え、6月12日に立替払いの対象となる従業員の皆様に「未払賃金立替払請求書・証明書」一式を送付（③）いたしました。

本件では、機構の配慮により、書類の事前審査を経ているため、機構へ提出（⑤）後、比較的短期間で機構からの支払い（⑥）が行われる予定です。そのためには、従業員の皆様が書類に必要事項をご記入のうえ、早期に、管財人宛にご返送（④）いただくことが大切となります。

改定：令和2年6月12日

Q8 労働者健康安全機構から支払われない分の賃金は払われるのでしょうか。

A8 未払いの賃金については、優先的に支払われる債権（財団債権）とされています。

しかしながら、現時点では、本件のMJG社の破産手続で、どの程度の財産や債権があり、いくらで売却や回収できるか、わからない状況です。そのため、現時点で、未払いの賃金を支払えるのか否か、また、支払えるとしても、いくら支払えるのか、わからない状況にあります。今後の破産手続の進行状況については、適宜、内定者の皆さまにお知らせする予定です。

改定：令和2年6月1日

Q9 内定者向けの説明会はやらないのでしょうか。

A9 昨今のCOVID-19感染拡大を懸念し、内定者向けの説明会は差し控えさせていただきます。

(破産管財人へのお問い合わせ先)

Mail: [MJG-info@amt-law.com](mailto: MJG-info@amt-law.com)

以上